

産業廃棄物って何ですか？



本市では、「持続可能な循環型都市」の構築に向け、ごみ減量・リサイクルの推進の取組を積極的に推進しているところです。

平成 21 年 6 月の大阪市廃棄物等減量推進審議会答申の主旨を踏まえ、同年 7 月「平成 27 年度までにごみ処理（焼却）量を 110 万トンまで減量する」という新たな目標を設定しました。

事業活動に伴い発生するごみの減量・リサイクルの促進のために

ごみ処理（焼却）量は、事業者の皆さんの自主的なごみ減量への取組みや大規模建築物等への減量指導等の取組みにより、緩やかに減量していますが、計画目標の達成のためには、家庭系ごみに比べてより一層のごみ減量を進める必要があります。

事業活動においては、まずごみの発生そのものの抑制や再使用に努めていただき、そのうえで処理せざるを得ないものについては一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、リサイクルを行うか、リサイクルができないものは適正に処理してください。

排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

平成 21 年 4 月から、ごみ処理量の約 6 割を占める事業系廃棄物の減量を図るため、焼却工場への搬入物のチェックを強化するとともに、産業廃棄物等の搬入不適物が発見されれば収集業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、事業系廃棄物適正処理啓発指導員が、個別に赴き、事業系廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物・産業廃棄物の適正区分・適正処理について啓発指導を行なっています。

焼却工場における搬入ごみの検査

大阪市の焼却工場では搬入されたごみの内容物の検査をしています。搬入物の中には、排出段階で分別されなかったプラスチック類（発泡スチロールやペットボトル等）の混入が多数見受けられます。プラスチック類等の産業廃棄物については、大阪市の焼却工場への搬入はできませんので事業者皆様のご協力をお願いします。



本市の焼却工場への産業廃棄物（告示産業廃棄物を除く）の搬入はできません

産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じる廃棄物には、**事業系一般廃棄物**と**産業廃棄物**があります。

事業系一般廃棄物は**産業廃棄物**以外のものをいいます。

産業廃棄物とは…事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックその他政令で定める廃棄物をいいます。(廃棄物処理法第2条第4項第1号)

《政令で定める廃棄物》

- 1 燃え殻、2汚泥、3廃油、4廃酸、5廃アルカリ、6廃プラスチック類、7紙くず★、8木くず★、9繊維くず★、10動植物性残さ★、11動物系固形不要物★、12ゴムくず、13金属くず、14ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、15鉱さい、16がれき類、17動物の糞尿★、18、動物の死体★、19ばいじん、20上記1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもの(廃棄物処理法 施行令2条)

【★印の廃棄物は、排出事業者の業種に限定があります】

産業廃棄物と事業系一般廃棄物の具体品目例 (一例)

産業廃棄物 (事業所や会社から排出されると産業廃棄物に該当するもの) 一例		事業系一般廃棄物 (事業所や会社から排出されるもの) 一例	
廃プラスチック	発泡スチロール、食品トレイ、ペットボトル カップめん等の容器、お弁当の容器、 食器(プラスチック製)、食品容器、 梱包用PPバンド、ラップ類、カラーコーン、 小型家電製品、電話機、電卓、 カセット、CD、DVD、ヘルメット、 マネキン人形、 化学合成繊維(カーテン、作業服など) フロッピーディスク、タイヤ、塩ビパイプ、断熱材、 収納ケース、ポリバケツ 合成皮革製のかばん、靴 スタイロフォーム、 ナイロンロープ、アクリルパネル、	紙くず	コピー用紙、事務用紙、紙ファイル、 新聞、広告、本、雑誌、パンフレット。 段ボール、包装紙、紙製の容器、 カレンダー、
金属くず	アルミ缶、スチール缶、一斗缶、ペンキ缶 ストロー(石油・ガス)、 スチール(机、椅子、棚、ロッカー、ベッド)、 コンロ、レンジ、炊飯器、トースター、 自転車、金庫、カーテンレール、フラインド、 金網、傘、傘立て、金属チューブ	木くず	木製の 机、イス、ベッド、たんす、棚、置物、 箱、ロッカー、応接セット、
ガラス	水槽、窓ガラス、鏡、飲料ドリンクのびん 薬品のびん、試験管、シャーレー、陶磁器、 レンガ、蛍光灯	繊維くず	天然繊維 (毛布、木綿布、絹、じゅうたん) 畳(本畳)
廃油	食用油、ラード、鉱物油など	厨芥ごみ	食品(食べ残しなど)、お茶がら、 コーヒーがら
複数の業種で発生するもの	コピー機、FAX機、掃除機 ビデオデッキ、CD・DVDプレーヤー 照明器具、乾電池、充電式電池 レジスター、パソコンプリンター、ワープロ	その他	天然皮革(かばん、ブーツ、コート)

産業廃棄物の種類



1 燃え殻	焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
2 汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、バルブ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかすなど (注) 油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
3 廃油	鉱油性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機溶剤類など、すべての酸性廃液
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙くず ★	紙、板紙くず、障子紙、壁紙など 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。
8 木くず ★	おがくず、パーク類、木製パレット、木製リース物品など 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだもの、 <u>貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず、物品賃貸業に係る木くずに限る。</u>
9 繊維くず ★	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず、畳、カーテンなど 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。
10 動植物性残さ ★	あめかす、のりかす、醸造かす、醸造かす、魚及び獣のあらなど 食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
11 動物系固形不要物 ※	法に定めると畜場（と畜場）及び食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）における処理中に排出される固形状の不要物
12 ゴムくず	天然ゴムくずのみ
13 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
14 ガラスくず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
15 鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭粉炭かす、鋳物砂など
16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他これに類する不要物など
17 動物の糞尿 ★	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿〔畜産農業に係るものに限る。〕
18 動物の死体 ★	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体〔畜産農業に係るものに限る。〕
19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る）又は上記1～18に掲げる産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物など）

産業廃棄物を処理する場合の注意事項

廃棄物の処理は事業者にあります。

個人事業者を含む会社や店舗などの事業者には廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならないという「排出事業者責任」が廃棄物処理法で定められています。

このため排出事業者は、産業廃棄物処理業許可をもった業者へ委託し、廃棄物処理法に基づいて、リサイクルを含めた適正な処理をしなければなりません。

廃棄物の不法投棄は犯罪です

廃棄物をみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により罰せられます。

事務所・店舗・工場などから排出される大型ごみ(ロッカー、スチール机、FAX、ワープロ、ストーブ、自転車、など)は、その廃棄物を処理できる許可を持った業者に委託してください。

大阪市の「粗大ごみ収集受付センター」では、受付できません。(家庭での日常生活から発生する粗大ごみを取扱っています)

少量の産業廃棄物を廃棄する場合は、一時、保管スペースに保管し、同性状の廃棄物がある程度、まとまった時点で産業廃棄物処理を委託してください。都度、処理を委託するより経済的に処理することができます。

発泡スチロールは、**産業廃棄物**になりますので、一般廃棄物として排出しないで下さい。数がまとまった時点で産業廃棄物処理を委託するか、商品を納入する業者に引き取ってもらってください。

産業廃棄物の契約に関することは

事業者が、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理(運搬又は処分)を他人に委託する場合は、**書面等による契約書と廃棄物管理票(マニフェスト)の発行が必要**です。

産業廃棄物処理委託契約 《参考》

社団法人全国産業廃棄物連合会「産業廃棄物処理委託契約書の手引き」 <http://www.zensanpairen.or.jp/>

○ 家電リサイクル エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

家電リサイクル法対象品目は、買い換える場合や、過去に購入した販売店等がわかる場合は、当該販売店に引取る義務がありますので、引取りを依頼してください。(リサイクル料金要) お問い合わせ先

大阪リサイクル事業協同組合受付センター 0120-44-8780

家電リサイクル券センター 0120-31-9640

○ パソコンリサイクル パソコン本体、ディスプレイ、キーボード

※ ご購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)も一緒に回収します。



資源有効利用法に基づき、パソコンメーカー等が回収リサイクルに取り組んでいます。

詳しくは、**パソコンメーカー**または**一般社団法人パソコン3R推進協会(03-5282-7685)**にお問い合わせ下さい。

大阪市ごみ減量リサイクル情報サイト

大阪市では、インターネットを効果的に活用し、市民・事業者の皆さんと協働して、ごみの減量・リサイクルの取組みを、よりいっそう積極的に推進するために、「**大阪市ごみ減量・リサイクル情報サイト**」を開設しています。

この特設ホームページでは、市民・事業者の皆さん向けに、ごみの分け方や出し方などの基礎的な情報はもちろん、ごみの減量・リサイクルの取組みに役立つ情報などを、分かりやすく簡単に入手いただけるようにするとともに、「ごみ減量行動診断システム」や、Web版「リサイクルマップ」のほか、特設ホームページのキャラクターが案内役となって、楽しみながら見ていただけるコンテンツも充実させていますので、ご活用ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu150/genryou/index.htm>

